

山口県民文化ホール条例

(設置)

第一条 県民の文化活動その他の学習活動を促進し、もって文化の振興を図るため、県民文化ホールを設置する。

(名称及び位置)

第二条 県民文化ホールの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------------|-----|
| 山口県民文化ホールいわくに | 岩国市 |

(業務)

第三条 山口県民文化ホールいわくに(以下「県民文化ホール」という。)は、次に掲げる業務を行う。

- 一 文化活動その他の学習活動の機会の提供に関すること。
- 二 文化活動その他の学習活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、文化の振興を図るために必要な業務に関すること。

(開館日)

第四条 県民文化ホールは、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除き、毎日開館する。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

(開館時間)

第五条 県民文化ホールの開館時間は、午前九時から午後十時までとする。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(使用の許可)

第六条 県民文化ホールの施設のうち次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 コンサートホール
- 二 多目的ホール
- 三 楽屋
- 四 ラウンジ
- 五 リハーサル室
- 六 主催者控室
- 七 チケット販売室
- 八 クローク
- 九 シャワー室

- 十 企画展示ホール
- 十一 会議室
- 十二 特別会議室
- 十三 和室
- 十四 練習室

(許可の制限)

第七条 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 県民文化ホールの管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第八条 知事は、第六条の許可を受けた者又は県民文化ホールの施設のうち同条各号に掲げるもの以外のものを使用する者(以下「使用者」と総称する。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 知事の指示に従わないとき。

(弁償)

第九条 使用者は、県民文化ホールの施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第十条 県民文化ホールの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
 - 二 第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - 三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - 四 第六条の許可をすること。
 - 五 第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
 - 六 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。
- 4 指定管理者が県民文化ホールの管理に関する事務を行う場合における第七条及び第八条第二号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第十一条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、規則で定めるところにより、県民文化ホールの管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、県民文化ホールを使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、県民文化ホールの効用を十分に発揮するとともに、県民文化ホールの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち県民文化ホールの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十二条 知事は、第十条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第二条第一項に規定する個人情報(第十条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。)をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(利用料金)

第十三条 第六条各号に掲げる施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、別表第一に掲げる基準額に十分の八を乗じて得た額から当該基準額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額と別表第二に掲げる金額を合算した額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(知事による管理の業務の実施)

第十四条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて県民文化ホールの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により県民文化ホールの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第十条第一項の規定にかかわらず、県民文化ホールの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないとき認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の規定の例により、第六条各号に掲げる施設の使用につき、別表第一に掲げる基準額に相当する額と別表第二に掲げる金額を合算した額の使用料を徴収する。

(その他)

第十五条 この条例に定めるもののほか、県民文化ホールの管理について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の次に三条を加える改正規定（第三条及び第四条に係る部分に限る。）は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県民文化ホール条例（以下「改正前の条例」という。）第六条の規定に基づき委託している県民文化ホールの管理に関する事務及び改正前の条例第七条第一項の規定に基づき財団にその収入として収受させている利用料金については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

別表第一（第十三条、第十四条関係）

| 項 | 施設の名称 | 区分 | 単位 | 基準額 |
|---|----------|-------|--------------|------------------|
| 一 | コンサートホール | 専用使用 | 午前九時から正午まで | 二万七千八百三十円 |
| | | | 午後一時から午後五時まで | 四万七千七百四十円 |
| | | | 午後六時から午後十時まで | 五万五千六百六十円 |
| | | | 午前九時から午後五時まで | 六万九千五百七十円 |
| | | | 午後一時から午後十時まで | 九万七千四百円 |
| | | | 午前九時から午後十時まで | 十二万五千二百三十円 |
| | | | 延長料一時間につき | 一万三千九百十円 |
| | | 器具の使用 | 一点又は一組一回につき | 一万百円の範囲内で知事が定める額 |
| <p>備考</p> <p>専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(一) 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する利用料金をいい、当該許可使用時間を超えて使用した時間に一時間未満の端数があるとき、又はその時間が一時間未満であるときは、その端数の時間は、一時間として計算する。</p> <p>(二) 児童、生徒若しくは学生(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。)が使用する場合又は文化の振興を目的とする公共的団体が営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。</p> <p>(三) 休日等(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日をいう。)に使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の二十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。</p> <p>(四) 文化活動に使用し、かつ、入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額に次に掲げる入場料等の最高額の区分に応じそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。</p> <p>1 千円以上二千円未満 百分の七十</p> <p>2 二千円以上三千円未満 百分の百</p> <p>3 三千円以上 百分の百五十</p> <p>(五) 文化活動以外に使用する場合の利用料金の基準額は、(四)に準じて算出した額と前記の利用料金の基準額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を当該利用料金の基準額に加算した額のいずれが多い額とする。</p> <p>1 営利又は宣伝を目的とする場合 百分の百五十</p> <p>2 営利又は宣伝を目的としない場合 百分の七十</p> <p>(六) 練習又は準備のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。</p> <p>(七) 知事が定める舞台設備を使用する場合の利用料金の基準額は、一設備につき五千八百円の範囲内で知事が定める額を前記の利用料金の基準額に加算した額とする。</p> | | | | |

| | | | | | |
|--|--------|---|--------------|--------------|------------------|
| 二 | 多目的ホール | 専用使用 | | 午前九時から正午まで | 八千七百六十円 |
| | | | | 午後一時から午後五時まで | 一万三千五百十円 |
| | | | | 午後六時から午後十時まで | 一万七千五百三十円 |
| | | | | 午前九時から午後五時まで | 二万九千九百十円 |
| | | | | 午後一時から午後十時まで | 三万六千八百八十円 |
| | | | | 午前九時から午後十時まで | 三万九千四百四十円 |
| | | | | 延長料一時間につき | 四千三百八十円 |
| | | 器具の使用 | | 一点又は一組一回につき | 一万百円の範囲内で知事が定める額 |
| 備考 一の項の備考の(一)から(六)までは、専用使用の場合に準用する。 | | | | | |
| 三 | 楽屋 | 専用使用 | 大楽屋 | 午前九時から正午まで | 九百十円 |
| | | | | 午後一時から午後五時まで | 千二百三十円 |
| | | | | 午後六時から午後十時まで | 千五百五十円 |
| | | | | 午前九時から午後五時まで | 二千四百十円 |
| | | | | 午後一時から午後十時まで | 二千七百八十円 |
| | | | | 午前九時から午後十時まで | 三千六百九十円 |
| | | | | 延長料一時間につき | 三百八十円 |
| | | 小楽屋 | 午前九時から正午まで | 千二百二十円 | |
| | | | 午後一時から午後五時まで | 千六百五十円 | |
| | | | 午後六時から午後十時まで | 二千七十円 | |
| | | | 午前九時から午後五時まで | 二千八百七十円 | |
| | | | 午後一時から午後十時まで | 三千七百二十円 | |
| | | | 午前九時から午後十時まで | 四千九百四十円 | |
| | | | 延長料一時間につき | 五百十円 | |
| | | 備考 一の項の備考の(一)は、この場合に準用する。 | | | |
| 四 | ラウンジ | 専用使用 | | 午前九時から正午まで | 千三百二十円 |
| | | | | 午後一時から午後五時まで | 千七百八十円 |
| | | | | 午後六時から午後十時まで | 二千二百五十円 |
| | | | | 午前九時から午後五時まで | 三千百円 |
| | | | | 午後一時から午後十時まで | 四千三十円 |
| | | | | 午前九時から午後十時まで | 五千三百五十円 |
| | | | | 延長料一時間につき | 五百六十円 |
| | | 備考 一の項の備考の(一)は、この場合に準用する。 | | | |
| 五 | リハーサル室 | 専用使用 | | 一時間につき | 五百円 |
| | | 器具の使用 | | 一点又は一組一回につき | 一万百円の範囲内で知事が定める額 |
| | | 備考 専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。 (一) 営利を目的として使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額 | | | |

| | | | | |
|---|---------|---|--------------|-------------------|
| | | <p>の百分の百五十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。 (二) 一の項の備考の(二)は、この場合に準用する。</p> | | |
| 六 | 主催者控室 | 専用使用 | 一時間につき | 二百円 |
| 七 | チケット販売室 | 専用使用 | 一時間につき | 三百円 |
| 八 | クローク | 専用使用 | 一時間につき | 二百円 |
| 九 | シャワー室 | 専用使用 | 一時間につき | 三百円の範囲内で知事が定める額 |
| 十 | 企画展示ホール | 専用使用 | 午前九時から正午まで | 五千五百円 |
| | | | 午後一時から午後五時まで | 七千四百三十円 |
| | | | 午後六時から午後十時まで | 九千三百五十円 |
| | | | 午前九時から午後五時まで | 一万二千九百三十円 |
| | | | 午後一時から午後十時まで | 一万六千七百八十円 |
| | | | 午前九時から午後十時まで | 二万二千二百八十円 |
| | | | 延長料一時間につき | 二千三百三十円 |
| | | 器具の使用 | 一点又は一組一回につき | 七千四百円の範囲内で知事が定める額 |
| 備考 専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。 (一) 企画展示ホールの一部を使用する場合の利用料金の基準額は、当該使用する部分の面積に応じ、知事が定める額とする。 (二) 営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の百五十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。 (三) 一の項の備考の(一)から(三)まで及び(六)は、この場合に準用する。 | | | | |
| 十一 | 会議室 | 専用使用 | 午前九時から正午まで | 一万五千九百円 |
| | | | 午後一時から午後五時まで | 二万四千四百六十円 |
| | | | 午後六時から午後十時まで | 二万七千三十円 |
| | | | 午前九時から午後五時まで | 三万七千三百六十円 |
| | | | 午後一時から午後十時まで | 四万八千四百九十円 |
| | | | 午前九時から午後十時まで | 六万四千三百九十円 |
| | | | 延長料一時間につき | 六千七百五十円 |
| | | 器具の使用 | 一点又は一組一回につき | 一万百円の範囲内で知事が定める額 |
| 備考 一の項の備考の(一)から(三)まで及び十の項の備考の(二)は、専用使用の場合に準用する。 | | | | |
| 十二 | 特別会議室 | 専用使用 | 午前九時から正午まで | 五千七百円 |
| | | | 午後一時から午後五時まで | 七千七百円 |
| | | | 午後六時から午後十時まで | 九千七百円 |
| | | | 午前九時から午後五時まで | 一万三千四百円 |
| | | | 午後一時から午後十時まで | 一万七千四百円 |

| | | | | | |
|----|-----|--|--------------|------------------|------|
| | | | 午前九時から午後十時まで | 二万三千百円 | |
| | | | 延長料一時間につき | 二千四百二十円 | |
| | | 器具の使用 | 一点又は一組一回につき | 千八百円の範囲内で知事が定める額 | |
| | | 備考 一の項の備考の(一)から(三)まで及び十の項の備考の(二)は、専用使用の場合に準用する。 | | | |
| 十三 | 和室 | 専用使用 | 一時間につき | 七百十円 | |
| | | 器具の使用 | 一点又は一組一回につき | 千八百円の範囲内で知事が定める額 | |
| | | 備考 一の項の備考の(二)並びに十の項の備考の(一)及び(二)は、専用使用の場合に準用する。 | | | |
| 十四 | 練習室 | 専用使用 | 大練習室 | 一時間につき | 七百十円 |
| | | | 小練習室 | 一時間につき | 五百円 |
| | | 器具の使用 | 一点又は一組一回につき | 一万百円の範囲内で知事が定める額 | |
| | | 備考 一の項の備考の(二)及び五の項の備考の(一)は、専用使用の場合に準用する。 | | | |

別表第二（第十三条、第十四条関係）

| 項 | 設備の名称 | 単位 | 金額 |
|---|-------|--------|-------------------|
| 一 | 電気設備 | 一時間につき | 実費を勘案して指定管理者が定める額 |